

今帰仁村農業振興地域整備計画変更案の異議申出に対する決定

	受付日	申請地番	異議申出	今帰仁村の決定
1	令和8年3月16日	仲宗根803-2	<p>下記農地について、農村振興地域から除外をいたす意見を述べます。</p> <p>A、私が申請しました仲宗根ミナチ原803番2、除外について、除外対象外との判断を受けましたが下記の理由により再度のご審査をお願いいたす異議を申し立てます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.当該土地の周辺には既に住宅が存在しており、農地としての純粋な集団性は低下しているかと 2.当該土地は、申請者の家族(子、孫)の住宅目的としており、生活基盤の確保するため不可欠です。 3.当該地以外に住宅建築可能な土地は所有なく、やむを得ない事情です。 4.また、当該土地は道路に二面隣接しており、農振中央位置ではなかと思います。 5.また近くに葬祭場(公共施設)あります、農振地の純粋性が弱いかと。 6.申請地に隣接する地番(803-6)は除外可能とされており、当該地を含めて道路に接する部分を住宅用地として利用いたす、農地の分断や周辺農地の営農に支障はさせない考えです。 7.当該地を住宅予定として、考え、農業振興への影響は極めて小さいかと。 8.当該地は以前に除外可能地と確認できた、経緯もあります。 9.当該地は現在牧草地として活用しており、用途、機能、属性など支障は弱いかと思います。なお、最小限、住宅用地として(500㎡)の検討もお願い致します。以上を踏まえ再度農振除外対象区域審査お願い致します。 	<p>左記に提出された、異議申出について審査した結果、当該今帰仁農業振興地域整備計画変更案を妥当とし、異議申出を棄却とする。</p>
	受付日	申請地番	異議申出	今帰仁村の決定
2	令和8年3月18日	湧川1694-13	<ol style="list-style-type: none"> 1.対象土地 沖縄県今帰仁村字湧川1694番13 地目:山林面積837㎡ 2.異議申出の趣旨 農業振興地域から除外が認められなかった判断について、その判断基準および合理性に疑問があるため、再度の検討を求め、本異議申立書を提出いたします。 3.土地の現況 当該土地は登記地目が山林であり、長期間耕作が行われておらず、農地としての利用実態はありません。また、周辺には住宅、太陽光発電施設、道路および既存建物が存在しており、農地としての一体的利用が困難な状況になっています。更に当該敷地は、幅員約4メートルの私道に接道しており、当該私道については所有者より通行及び掘削に関する承諾をしております。あわせて、地役権設定についても支障がない状況です。周辺には既存住宅が立地しており、電気・上水道等の生活インフラが整備された区域となっております。排水については、合併処理浄化槽を設置し、適切な維持管理を行うことで、周辺環境への影響防止に努めます。 4.周辺土地の状況 当該土地周辺には次の土地利用が確認されています。 <ul style="list-style-type: none"> ・1694-9、1694-4、1694-8→農業振興地域から除外された土地 ・1694-10、1694-19、1694-18→太陽光発電 ・1694-15→既存建物 ・1694-14→道路 これらの状況から、当該区域は農地としての一体的利用が既に分断されている状態であると認識しております。 5.1694-8の除外との整合性 周辺土地の中には、農業振興地域内に建物が存在し、始末書を提出等の経緯を得た後、農業振興地域から除外された土地(1694-8)が確認されています。当該土地は本年同月に農業振興地域から除外されたものと認識しております。このような状況を踏まえると、本件土地のみを農用地区域として維持する判断基準について、判断の整合性及び公平性の観点から再検討が必要であると考えます。 	<p>左記に提出された、異議申出について審査した結果、当該今帰仁農業振興地域整備計画変更案を妥当とし、異議申出を棄却とする。</p>

今帰仁村農業振興地域整備計画変更案の異議申出に対する決定

	受付日	申請地番	異議申出	今帰仁村の決定
3	令和8年3月23日	古宇利2840、2852	古宇利2840番、2852番について令和2年12月3日付で農地からの地目変更の申請をした際に令和2年12月23日付で今帰仁村農業委員会より農地でないとの回答が法務局に回答されていることで地目変更がなされた。今回の農振区域であるならば令和2年12月3日付の地目変更時の今帰仁村農業委員会の回答書と矛盾します。私は当然に農振地域からははずれていると思いつきのステップの為に色々計画し多額の負債をかかえています。何とぞ再検討よろしくをお願いします。	左記に提出された、異議申出について審査した結果、当該今帰仁農業振興地域整備計画変更案を妥当とし、異議申出を棄却とする。
4	令和8年3月23日	天底729	土地の所在地: 沖縄県国頭郡宇天底新久保原729番地 娘夫婦とその子供(6才)3人で愛知県から今帰仁村へ2026年4月3日に移住してきます。天底小学校4月8日1年生の入学式があります。家を建てたいのですが、私には他に、土地がありません。移住して農業する予定もあります。土地の一部でもかまいませんので、農家住宅を建てたいと思っています。この土地の向かい側には建物も立っています。建売、転売、宅地分譲は行いませんので許可よろしくお願い致します。	左記に提出された、異議申出について審査した結果、当該今帰仁農業振興地域整備計画変更案を妥当とし、異議申出を棄却とする。
5	令和8年3月24日	古宇利2324	今帰仁農業振興地域整備計画の変更案の意見書の回答(受付番号25)を頂きましたが、回答理由の当該地は集団農地内にあり、周辺の農作業に支障が出ることから、除外対象から外れているとのことでありますが、申請地周辺の土地状況(道路等により区分)から勘案して10ha以上の集団農地には当たらないものと考えます。又、申請地の周辺において農業している土地は殆どなく現況も原野状態で農作業も行われません。今後も農作業が実施される見込みはないと聞いておりますので農作業への支障についての懸念はないと考えられます。そのことをくみ取っていただき除外への配慮よろしくお願い致します。	左記に提出された、異議申出について審査した結果、当該今帰仁農業振興地域整備計画変更案を妥当とし、異議申出を棄却とする。
6	令和8年3月24日	古宇利797、798、805	地番古宇利797、798、805 ①この土地は土が無く畑が出来ない。 ②公文に農振を外すと周りに迷惑になると書いてあるが畑が出来ない土地をそのまましておく事がかえって他の畑にめいわくになるのでは？ ③5年前にこの土地を農業委員に見せて農業出来ない事はわかっているはず ④個人の権利ではないのですか？ ⑤有効利用できる事ではないのですか？	左記に提出された、異議申出について審査した結果、当該今帰仁農業振興地域整備計画変更案を妥当とし、異議申出を棄却とする。
7	令和8年3月25日	崎山643-1	令和5年1月に提出した農用地利用計画変更申出書で農用地の除外を希望している土地今帰仁村宇崎山643-1(2,733㎡)が今回の変更案において除外されていないため異議申立します。子供たちの分家住宅用地として、崎山集落で探しましたが代替地がなく、農用地ではありませんが、私の住宅の隣の643-1に分家住宅を建築することを計画しています。この土地は、集落に接していて、宅地と道路に囲まれた土地で、他の農地に支障を及ぼす恐れがなく、農地の集積に支障を及ぼすこともない土地で、また、土地改良受益地区からも除外されていて、農用地の除外要件も満たす土地であることから、住宅建築の計画をしています。全体見直しにおいて、農用地からの除外が認められない理由が見当たらず、数行の説明では納得できないため、異議申立します。意見書の回答において、今後、一部除外において検討するとのことですが、以前に相談した時、一部除外ではなく全体見直しで対応するとのこと全体見直しで除外申出したが、担当が変わるたびに対応が変わり困っている。また当該地について、農振除外後の農地区分で第1種農地とのことであるが、このことについても異議申出します。再審査よろしくをお願いします。	左記に提出された、異議申出について審査した結果、当該今帰仁農業振興地域整備計画変更案を妥当とし、異議申出を棄却とする。

今帰仁村農業振興地域整備計画変更案の異議申出に対する決定

	受付日	申請地番	異議申出	今帰仁村の決定
8	令和8年3月26日	諸志1160	私が申請しました諸志南港原1160番地、除外について除外対象外との判断を受けましたが、下記の理由により再度のご審査をお願いしたく異議を申し立てます。当該土地の周辺には、すでに住宅が存在しており、申請者の家族(子、孫)の住宅目的としており、生活基盤を確保するため不可欠です。又、当該地は道路に面しており農振中央位置ではありません以上を踏まえ再度農振除外対象区域審査をお願いします。	左記に提出された、異議申出について審査した結果、当該今帰仁農業振興地域整備計画変更案を妥当とし、異議申出を棄却とする。
9	令和8年3月26日	古宇利367	対象土地:今帰仁村字古宇利367番地(1024㎡) 当該土地は地目上は畑であるものの現在十分な農業利用がなされておらず農業生産性の高い土地とは言えない状況にあります。また、周辺にはホテル・飲食店等の建築及び宅地的利用が進んでおり農業の集団性は既に低下している地域環境にあります。本件は申出人の長男の居住用住宅建築を目的とするものであり地域への定住促進及び土地の適正かつ有効な利用を図る計画です。当該土地は里道に接しており建築利用が可能な物理条件を備えており本計画は農業振興を阻害するものではありません。以上の理由から農業振興地域からの除外について異議申出を行うものです。	左記に提出された、異議申出について審査した結果、当該今帰仁農業振興地域整備計画変更案を妥当とし、異議申出を棄却とする。
10	令和8年3月26日	古宇利369	対象土地:今帰仁村字古宇利369番地(1539㎡) 当該土地は地目上は畑であるものの現在十分な農業利用がなされておらず農業生産性の高い土地とは言えない状況にあります。また、周辺にはホテル・飲食店等の建築及び宅地的利用が進んでおり農業の集団性は既に低下している地域環境にあります。本件は申出人の次男の居住用住宅建築を目的とするものであり地域への定住促進及び土地の適正かつ有効な利用を図る計画です。当該土地は里道に接しており建築利用が可能な物理条件を備えており本計画は農業振興を阻害するものではありません。以上の理由から農業振興地域からの除外について異議申出を行うものです。	左記に提出された、異議申出について審査した結果、当該今帰仁農業振興地域整備計画変更案を妥当とし、異議申出を棄却とする。
11	令和8年3月26日	古宇利744	今帰仁村字古宇利744番地の土地は原野であり過去に農地として利用された実態はなく、農業生産性の高い土地とは言えません。また、周辺には住宅及び、建築中の土地が存在し、農業の集団性は既に低下しています。また、当該地の両隣の土地も自己所有地であり、他者への影響もありません。今回は、子の居住用住宅建築のためであり、地域定住の促進及び土地の有効利用に資する計画です。周辺農地への影響もなく農業振興を阻害するものではありません。	左記に提出された、異議申出について審査した結果、当該今帰仁農業振興地域整備計画変更案を妥当とし、異議申出を棄却とする。
12	令和8年3月26日	古宇利372、376	①今帰仁村字古宇利372番地及び376番地の土地の周辺において建築が進んでいます。 ②子の住居用住宅が必要です。 ③羽地大川ダムの受益指定地でもありません。 ④里道にも接しています。 以上の点から異議を申し立てます。	左記に提出された、異議申出について審査した結果、当該今帰仁農業振興地域整備計画変更案を妥当とし、異議申出を棄却とする。